

第2号様式

平成29年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成29年10月26日(木) 13:30~15:25 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成29年4月1日から平成29年7月31日まで	
抽出案件	総件数 62件	(備考)
工 一 般 競 争	41件	
標 準 指 名 競 争	0件	
事 随 意 契 約	11件	
業 簡 易 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 方 式	1件	
一 般 競 争	2件	
簡 易 公 募 型 競 争	1件	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	6件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回 答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

別 紙

意見・質問	回答
1 工事の発注状況について 意見・質問なし	
2 業務の発注状況について 意見・質問なし	
3 応札者が一者であった契約について 一部の地方公共団体では、応札者が一者であった場合には手続を中止しているようであるが、法務省においては、このような手続を検討しているか。	現時点では応札者が一者であることをもって中止することは考えていない。
4 指名停止の運用状況について 意見・質問なし	
5 工事抽出案件について (1) 平成28年度川越少年刑務所職員 宿舎改修工事 全入札参加者が低入札調査の対象となる価格で入札しているが、低入札調査対象基準価格が高いのはいか。低入札調査が多くなり参加者側にとっては負担になるのではないか。  過去の工事成績が低い場合、当該工事以降に参加する入札において影響があるのか。  落札した業者は同時期に同じ川越少年刑務所の別の改修工事を落札しており、本工事と同時進行で工事を	低入札調査対象基準価格は以前に比べ高くなっているが、現在のところ、入札参加者から負担になっているとの申出はない。ただし、低入札調査対象となった時点で入札辞退をする入札参加者もいることから、実際には負担になっている可能性はある。  過去一定期間の工事成績が一定点数よりも低い場合は、入札参加資格を認めていない。また、総合評価においては、過去の工事成績が評価対象となるため、評価値に反映される仕組みとなっている。  同時期に発注した工事等については、工事内容や規模により、同時進行で工事や業務を進めるのは困難と考え

行うと考えられる。このような場合、落札者に対し適正に工事ができるか調査を行ったり、入札公告の段階で一方の入札参加を制限したりすることはあるのか。

低入札調査の際に、同じ時期に同じ場所で施工するため低価格での実施が可能である旨の回答があった場合には考慮するのか。

## (2) 中央合同庁舎第6号館A棟電子錠付区画扉改修工事

本工事については参考見積を取った業者と随意契約を行っているが、この場合、契約金額が業者の言い値になってしまう可能性が高いことから、契約するに当たり、他の業者でも施工可能であるか確認が必要ではないか。

本案件は他の業者ができない案件であり、随意契約相手からの参考見積を元に予定価格を作成したとのことであるが、そのような場合であっても、予定価格は、市場価格を考慮して決定する必要がある。

## 6 業務抽出案件について

### (1) 熊本刑務所庁舎収容棟等実施設計業務

プロポーザル方式の場合最も評価の高い参加者と随意契約をされると思われるが、当該参加者と金額の折り合いがつかない場合、次に評価の高かった参加者と契約手続を進めることになるのか。

られる場合は、一方の発注案件を落札した場合は他方の案件には一定の制限をかける場合はある。なお、本件においてはそのような制限は設けていない。

事案に応じて判断することになる。

本件の契約相手は、本電子錠を施工した業者であるが、本工事を発注するに当たり他の3者に対し工事が可能か問い合わせを行ったところ、本件の工事内容が特殊な電子錠の施工や制御システムそのものの改修であり、いずれの業者からも施工できない旨の回答を得たことから、随意契約を行ったものである。

本件については、参考見積に加え、過去の施工事例における価格等も考慮して予定価格を作成しているが、今後とも参考見積を元に予定価格を作成する場合は、提出された参考見積が適正な価格であるのか調査等を行った上で、予定価格を作成するよう留意する。

参加者は、当省が国土交通省の基準で積算していることを理解していると考えられることから、結果として業者も概ね予定価格に近い金額を提示しており、折り合いがつかない可能性は低く、これまでもそのような事案はな

参加者から技術提案を提出させる者を評価の高い者から4者としているが、根拠はあるのか。

プロポーザル方式は、技術提案の内容を競うものであるが、応募者が1者の場合は技術提案も1つしか提出されず、競争性がないと思われるが、参加者が1者の場合は手続は中止するのか。

プロポーザル方式による発注や総合評価方式における発注では、入札参加者に技術提案を求めていると思うが、法務省以外の入札案件で、入札参加者以外の者が考えた提案内容を技術提案として提出していることがあり、結果として、複数の入札参加者の提案内容が一字一句同じとなっていたものがあつた。これでは、技術提案を求める意味が失われることとなるので、このような事例もあることを踏まえ、適切な評価を行っていただきたい。

(2) 平成29年度帯広刑務所農場倉庫等実施設計業務

本件は、前件（熊本刑務所庁舎収容棟等実施設計業務）と同じ実施設計業務であるが、前件はプロポーザル方式、本件は競争入札となっている。本件のような設計業務の発注方式はどのように決めているのか。

(3) 平成29年度静岡刑務所改修実施設計業務

競争入札はプロポーザル方式に比べ低い金額で契約することが多いと

い。

当省では、4者から6者の間で設定することとしている。

前例はないが、当省では最低2者以上の参加者を選定することとなっていることから、1者の場合は2者以上の参加者を選定できないため、中止することになると思われる。

頂いた情報を踏まえた上で、適切な評価を行うこととしたい。

プロポーザル方式は、高度な技術力が必要である難易度の高い設計業務について行い、それ以外の設計業務については競争入札で発注を行っている。

設計業務において、発注方式を決定する場合は、その難易度に応じて個々

<p>思われるが、設計業務において発注方式を決定する場合は、金額を抑えるという観点からではなく、高い技術力を必要とするなどの業務内容によって決定する必要があるが、どのように決定しているのか。</p>	<p>に決定しており、難易度が高い場合はプロポーザル方式とし、それ以外のものについては、競争入札方式としている。</p>
<p>(4) 平成29年度大阪拘置所第2期工事実施設計業務</p> <p>本業務は、原設計を修正する業務であることから、原設計と密接な関係があるとして随意契約を行っているが、変更契約とはせずに別契約としているのはなぜか。</p> <p>原設計を行った業者とはこれまで何回随意契約しているのか。</p> <p>継続的な業務内容なので、当初契約当時の価格で予定価格を作成することも考えられる。他方で、別契約ということもあり、別契約時の価格で予定価格を作成した方が適切な予定価格であると考えられるが、本件については、いつを基準に予定価格を作成しているか。</p>	<p>原設計の業務委託契約は既に終了しているため、変更契約とはならず、別契約になる。</p> <p>5回行っている。</p> <p>本件については、随意契約を行う時期を基準に予定価格を作成している。</p>